

# 玉掛け技能講習のご案内

令和6年5月

(公社)宮城労働基準協会 仙台支部

(一社)日本クレーン協会 東北支部

【宮城労働局 登録番号第62-267号 有効期限 令和11年3月30日】

つり上げ荷重1トン以上のクレーン・移動式クレーン等の玉掛け(荷掛け・荷はずし)の仕事は、玉掛け技能講習の資格が必要です。

	日 程	講習科目・時間		
学 科	令和6年7月25日(木)	クレーンに関する知識 玉掛けの方法	1時間 6時間	9:00 ~ 17:00
	令和6年7月26日(金)	力学に関する知識 玉掛けの方法 関係法令 学科試験	3時間 1時間 1時間 1時間	9:00 ~ 16:00
実 技	令和6年7月27日(土)	クレーン等の玉掛け クレーン等の合図 実技試験	7時間 1時間	8:30 ~ 17:15
学科会場	第2日本オフィスビル2階〔仙台市青葉区本町2-10-33〕(駐車場・駐輪場なし)			
実技会場	(有)渡信鉄工 第1工場〔岩沼市下野郷字新南長沼30-6〕			
募集人員	30名(先着順で定員になり次第、締め切らせて頂きます。)			

## ◎ 申 込 先 公益社団法人 宮城労働基準協会仙台支部

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-5-22 GC青葉通り7F 6階 TEL022-262-2122

◎ 申込方法 ①受講申込書に同一写真2枚(6ヶ月以内に撮影した上3分身・正面脱帽、縦3cm・横2.4cm無背景)を貼り  
上記申込先に郵送してください。【FAX・窓口不可】

②申込書が届きましたら、『口座振込のご案内』をFAX送信いたします。

③ご入金を確認後、受講票、会場略図をお送りします。

※受講料のお支払い方法は「口座振込」のみとなります。

◎ 申込開始日 令和6年5月15日(水)

◎ 申込締切日 令和6年7月12日(金)

◎ 教習機関 一般社団法人 日本クレーン協会 東北支部 登録番号 T5010605002518

仙台市青葉区本町2-10-33 第2日本オフィスビル705号 TEL022-263-3307

## ◎ 受講料・必要書類

種 類	A	B	C
所定時間	15時間	15時間	19時間
免除科目	学 科 力 学	玉 掛 け 1 部	免除科目なし
	実 技 合 図	合 図	
対 象 者	(免許取得者) ①クレーン・デリック運転士 ②移動式クレーン運転士 ③揚貨装置運転士 (技能講習修了者) ①床上操作式クレーン ②小型移動式クレーン	(特例) 玉掛け特別教育(1ト未満)の 修了者で6ヶ月以上の実務 経験者	左記以外の方
受 講 料 (テキスト代1,705円、 消費税含)	25,055円	24,055円	27,055円
必要書類	申 込 書 (写真2枚添付)		
	運転士免許証のコピー 又は 技能講習修了証のコピー	特別教育修了証のコピーと 実務経験証明書(必要な方は ご請求ください。)	自動車運転免許証のコピー 又は 住民票の写し

◎その他 ① 受講者の都合で欠席した場合、及び申込み後の取消しの場合も、受講料の返金はできませんので  
ご了承ください。

② やむを得ない事情により、会場等が変更になる場合もあります。

③ FAXでの受付は致しません。

④ 労働局の指導により、領収証は講習1日目にお渡しすることになりますのでご了承ください。

★時間に遅れた場合は、受講することができません。

★実技会場の駐車場が限られていますので、会社ごと乗り合わせのうえお越してください。

# 玉 掛 け 技 能 講 習 申 込 書

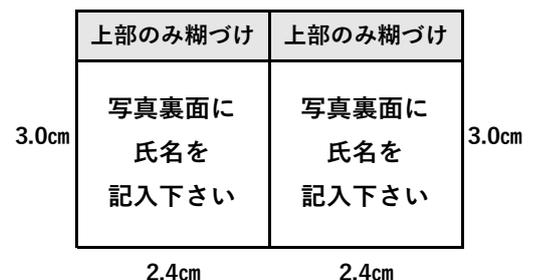
受付第		号	修了証番号第		号
ふりがな			男 ・ 女	生 年 月 日	昭和 ・ 平成
氏 名					年
現住所	〒				
所 属	事業所名 (会社名)			電話 ( )	
				FAX ( )	
	所在地	〒			
講習科目 一部免除 対象者	運転士免許取得者 【 クレーン ・ 移動式クレーン ・ デリック ・ 揚貨装置 】 技能講習修了者 【 小型移動式クレーン ・ 床上操作式クレーン 】 特別教育修了者 【 玉掛け 】 ○ 講習の一部免除を受けようとする方は、上記、【 】内の該当するものを○で囲んで、 その資格を有することを証する書面(免許証等はコピー)を添付してください。				
免除なしの方	本人確認のため ○ 本人であることを確認させていただくために、自動車運転免許証 の写し、または住民票(6ヶ月以内)を添付して下さい。				

年 月 日

申 込 者  
(本人自筆)

一般社団法人 日本クレーン協会東北支部 殿

写真2枚貼りつけ



- 申し込み後、受講料の返金はできません。欠席された場合も同様です。
- ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、各種技能講習等実務事務手続き以外に、次の項目に情報を使用することがありますが、その他に使用することはありません。  
(一社)日本クレーン協会及び支部が主査する大会・各種講習会等及び出版する図書等の案内